

地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

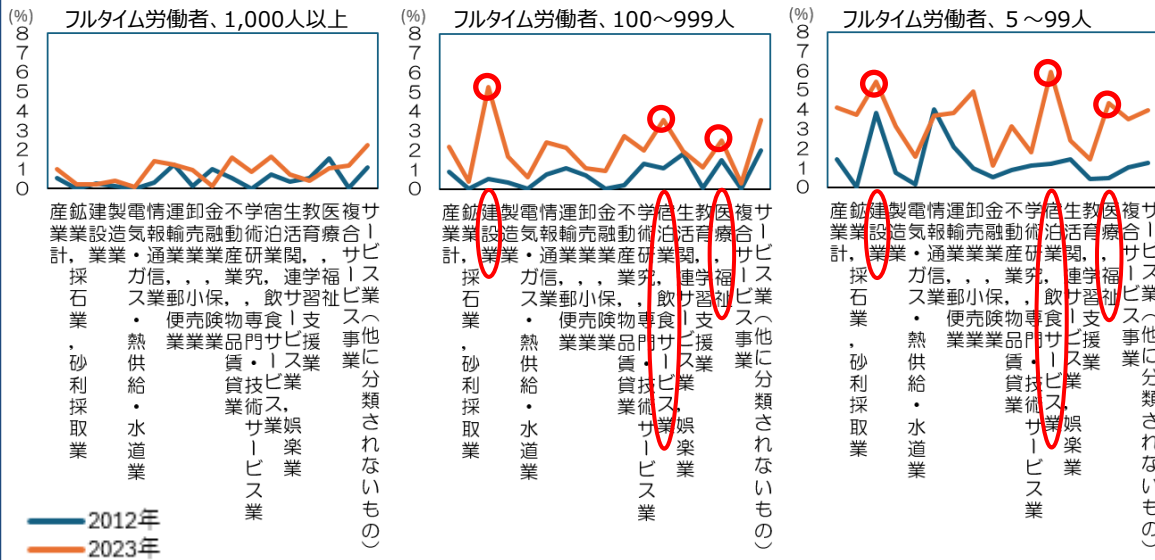
【地方三団体ヒアリング】

令和8年8月3日
全国知事会

人口構造と人材不足の現状

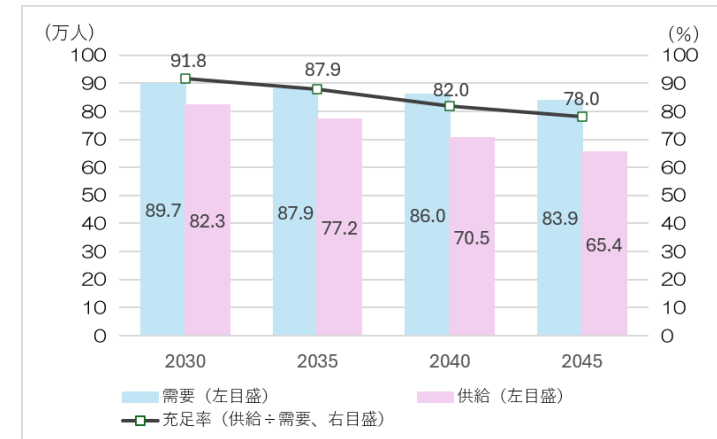
- R7国勢調査（速報）では、前回調査から人口が309万6575人減少
- 人口に占める65歳以上の高齢者の割合は29.4%と過去最高（R7.9時点）
- 15～64歳人口は7340万9千人で、前年同月から約20万人減（R8.1.1時点）

○企業規模別・就業形態別・産業（大分類）別欠員率



厚生労働省「令和6年版 労働経済の分析 - 人手不足への対応 -」より作成

○地方公務員不足の将来推計（市町村）



R6.2.22 デジタル行財政改革会議（第4回）資料1より作成

社会保障関係分野や建設分野等で
人材不足問題が深刻化

地方公務員数の減少により
必要数に対する充足率が低下

人材不足を背景とした令和8年度の提案内容の傾向

様々な業種において人材不足が顕在化

法令で定める全国一律の基準により、
地域の実情に応じた人材確保が困難

自治体の裁量を拡大し、地域の実情に
応じた対応を可能にしてほしい

(具体例)

- 人員・施設運営基準、資格要件等の見直し
 - 福祉施設における人員基準、サービスの算定基準の見直しを求めるものが多数
 - 他に、条件不利地域での人員基準等の緩和を求めるものなど
- 国から自治体への権限移譲
 - 件数は数件程度
 - 事務の迅速化をめざして移譲を求めるものなど
- 補助金等の要件緩和や運用見直し
 - インフラ整備や防災など、緊急性の高い事業や、交通空白の解消など、人口減少地域での事業に対する補助金に関するものが多数

公務の現場において人材不足が顕在化

膨大な行政サービス需要に
対応しきれない懸念が増大

業務効率化を進め、自治体における事務
処理能力を向上させたい

(具体例)

- オンライン化・システム等整備
 - マイナンバーや住基ネットの利用範囲拡大を求めるものなど
- 国による事務の一括処理や経由事務の廃止
 - 年間600時間を超える事務が発生しているものなど、負担の大きいものが多い
- 自治体間の広域連携や事務の外部委託の円滑化
 - 地理的条件で不利な自治体からの提案など
- 手続の合理化・迅速化による住民・事業者の利便性向上
 - 各種手続きに必要な書類の廃止・簡素化など

管理番号95（共同提案）

看護師学校養成所の専任教員配置基準の弾力化

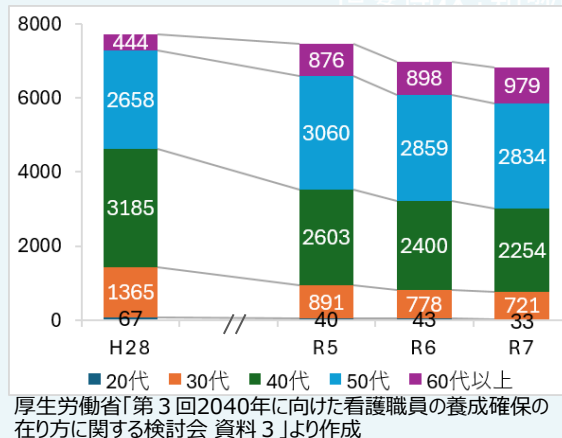
支障内容

定員割れや閉校予定などの状況にかかわらず、各養成所に専任教員を8人配置せねばならず、柔軟な運営が困難となっている。

定年後再任用者や定年延長者を専任教員として配置し、60歳以上の専任教員が半数近くを占める養成所もある。

また、養成所内の若手職員に専任養成の資格取得のため講習会を受講させたいが、人員体制に余裕がなく、代替要員を確保することが難しい。

○ 年代別専任教員数



提案内容

定員減や閉校予定などの実情に応じて、オンライン講座の導入等により配置基準を弾力化する。

制度改正による効果

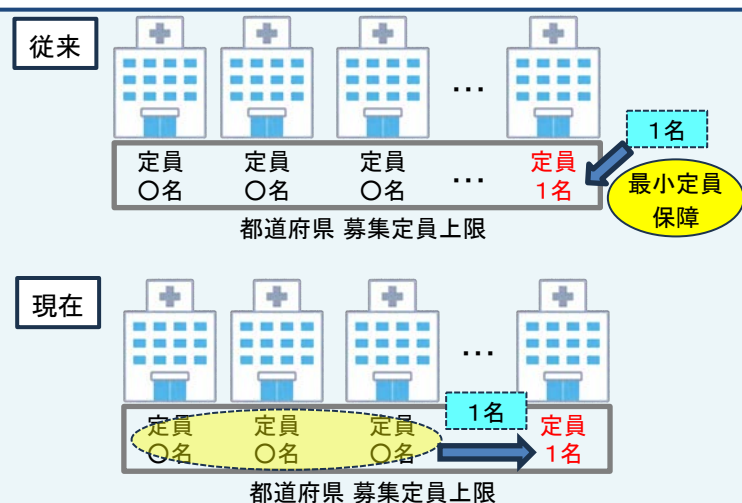
専任教員を地域間で有効活用することが可能になる。人員体制の柔軟化により、若手職員を専任教員養成研修に計画的に派遣できるようになり、専任教員の計画的な確保が可能となることで、養成所の安定・継続した運営につながる。

管理番号360

臨床研修病院における研修医の定員設定基準の緩和

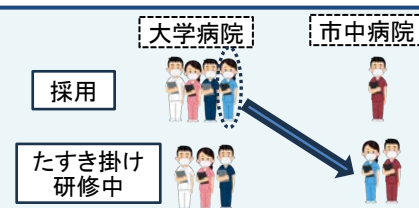
支障内容

臨床研修病院では2人以上の研修医の継続的な受入れが求められるところ、近年、各県の研修医の定員上限数や医学部定員が削減される中、R7年度には偏在是正強化の名目で最小定員保障も廃止され、県内の各病院への研修医の配分は困難さを増している。このような状況は、医師少数区域を抱える県（医師多数県か否かを問わず）で顕著であり、地域の医療体制を弱体化させている。



提案内容

臨床研修病院における研修医の定員設定基準を緩和し、「たすき掛け研修」を活用した上で1人配置を可能とする。



制度改正による効果

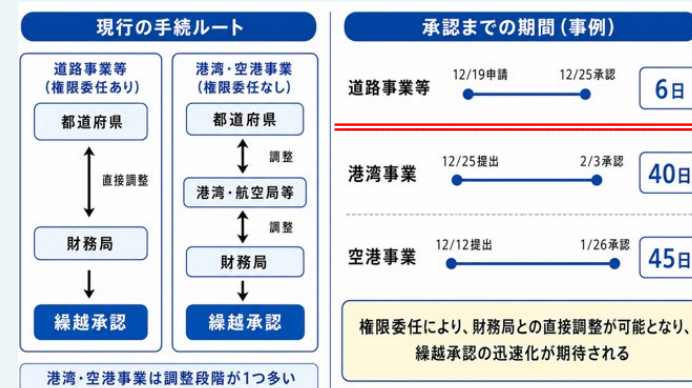
1人の定員設定（たすき掛け研修により実質2人）が可能となることにより、地域医療の確保や研修医のキャリア選択の充実に繋がる。

管理番号193（共同提案）

会計法第48条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任

支障内容

国土交通省では、道路局等は繰越・翌債手続に関する権限を都道府県へ委任している一方、港湾・航空局では委任していないため、港湾・空港事業では都道府県と国との調整を経て財務局の承認を得る必要がある。承認までに時間を要する結果、補正予算事業などで繰越承認後まで入札が行えず事業着手が遅れるほか、承認が間に合わず入札中止となるおそれがある。



提案内容

港湾・航空関係事業についても、繰越事務を都道府県へ権限委任する。

制度改正による効果

早期に繰越承認が得られることにより、速やかに発注事務に移行でき、早期事業効果発現が期待できる。

管理番号237（**共同提案**）

長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和

支障内容

長期高度人材育成コースでは、委託先選定要件として「正社員就職率80%以上」が求められているところ。准看護師養成コースでは、修了後に正看護師を目指し、就職しながら進学するケースがあるが、正社員就職に該当しないため要件達成が困難となっている。

要件未達によりコース継続が困難となり、人材育成機会の喪失が懸念される。

提案内容

地域の人材需要や業界事情を踏まえ、柔軟な運用を可能とするよう求める。



制度改正による効果

訓練コースの安定的な継続が可能になるとともに、地域の実情に応じた人材育成が促進され、人材育成医療分野等の人材育成の機会が充実される。

管理番号237（共同提案）

長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和

基準により発生している支障（島根県の事例）

- 就職実績の要件が未達成となったコースを委託先として認めないとする事例があった。
（例） 2年連続で実績要件を満たしていなかったコースについて、令和6年度におけるコースの設定協議の際、設定を承認する回答と合わせて、「仮に令和7年度開校における実績要件を満たさなかった場合、当該コースの設定協議は認めないこととする。」との文書による通達があった。
- 准看護師コースの修了者は、正看護師を目指して就職しながら定時制の高等看護学校で学び続けている場合がある。このようなケースでは、通学を伴うため正社員雇用ではないことが多く、修了者の正社員就職率の低下によりコースの継続に影響を及ぼす恐れがある。

松江市医師会・松江看護高等専修学校からの要望内容

対象者が松江市看護高等専修学校から、直ちに松江高等看護学院に進学し、その卒業後に要件を満たす就職をした場合も対象としていただきたい。

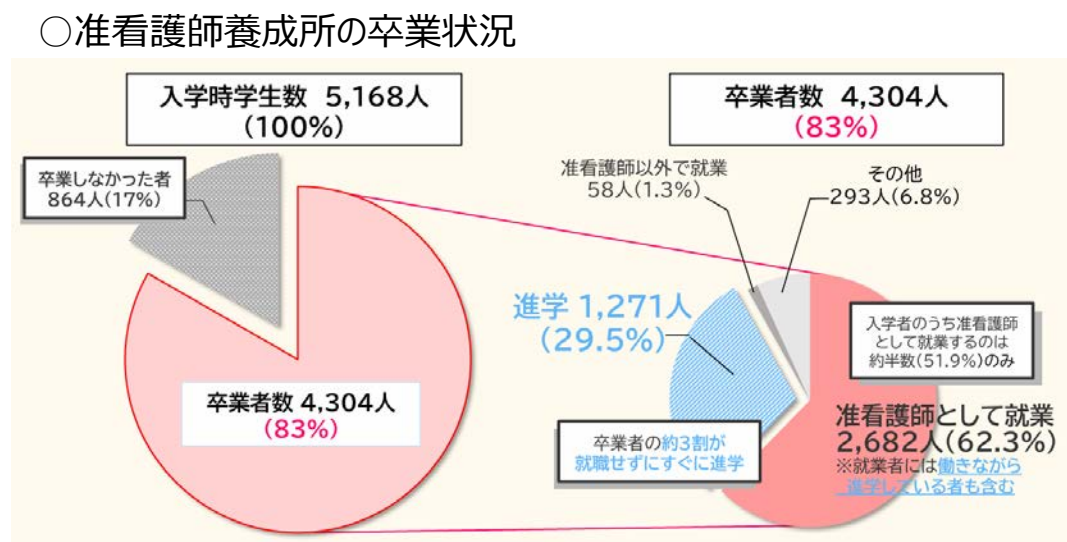


管理番号237（共同提案）

長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和

准看護師養成課程修了者の進路及び求人状況

- 准看護師として働き、実務経験を積みながら看護師試験合格を目指している者が多い。
→准看護師養成所の卒業生のうち、3割は正看護師を目指して進学。
- 准看護師の求人数は看護師の求人数に比べて圧倒的に少なく、准看護師よりも正看護師が求められている状況。



○准看護師求人状況

	看護師 (人数)	准看護師 (人数)
病院	68,173	4,071
診療所	16,672	1,370
助産所	0	0
介護・福祉関係*1	33,463	3,442
訪問看護ステーション	21,565	261
都道府県・保健所	198	0
市町村・保健センター	399	1
保育園・幼稚園	2,169	57
会社・事業所	1,757	91
健診センター・労働衛生機関	2,572	74
小学校・中学校・高等学校（養護教諭）	346	1
学校・養成所等	2,774	7
その他*2	7,554	121

出典：厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」（2025年度）

出典：2024（令和6）年度 ナースセンター登録データに基づく看護師の求職・求人・就職に関する分析報告書

*1 介護・福祉関係：介護医療院（Ⅰ・Ⅱ型）、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、デイサービス・デイケアセンター、在宅介護支援センター、ケアハウス・グループホーム・有料老人ホーム、地域包括支援センター、その他居宅介護支援事業所、その他社会福祉施設、の合計

*2 救護（イベント等）、個人（自宅などで看護職を必要としている方）を含む

管理番号81

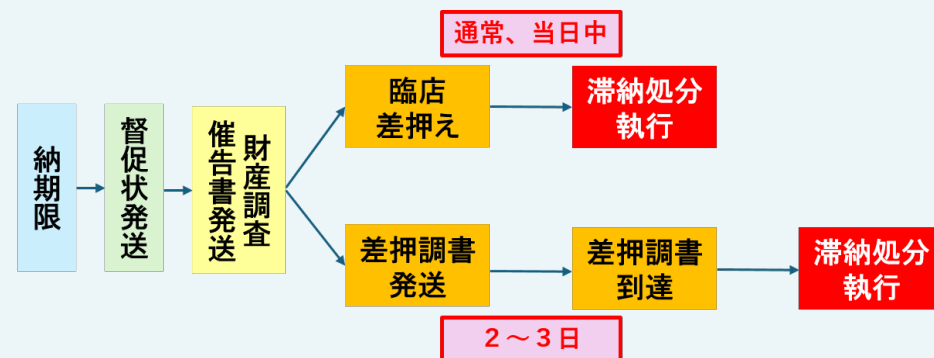
預金及び保険の差押手続きのオンライン化

支障内容

預金・保険の差押手続では、金融機関等へ債権差押通知書を書面送達する必要があり、印刷・封入・郵送や窓口持参など、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。

また、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、財産隠匿などのリスクが高まるといった課題もある。

○ 滞納処分までの手続き



提案内容

債権差押通知書について、金融機関等が専用ポータル等を通じて受領できる電子送達を可能とする。

制度改正による効果

印刷・郵送・臨店等の事務負担が軽減され、滞納整理業務の迅速化・効率化が図られる。また、金融機関側でも本店等での一元的な処理が可能となり、業務負担の軽減や窓口混雑の解消につながる。

管理番号270

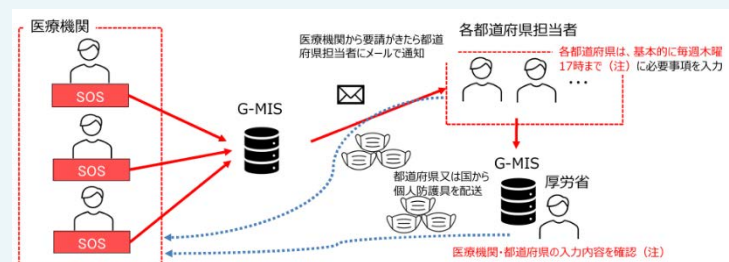
新興感染症発生時のために備蓄している個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等

支障内容

国備蓄の個人防護具配布に際しては、都道府県が周知、申請取りまとめ、照会対応等を担っているが、配布対象施設が多数に及び、都道府県の事務負担が大きい。また、医療機関からの問い合わせに都道府県が回答できず、二重対応が発生している。

(参考) 緊急配布要請

緊急配布要請では医療機関が直接G-MISに入力



厚生労働省「緊急配布要請(SOS)操作マニュアル Ver1.10」

提案内容

国がオンライン申込フォームを設置して医療機関等から直接申請を受け付けることとし、都道府県の役割を周知業務に限定する。

制度改正による効果

都道府県の事務負担の解消につながるるとともに、医療機関等が問合せを複数箇所に行う必要がなくなり、利便性が向上する。

管理番号135

会計管理者等が直接収納した現金の指定公金事務取扱者への払込みを可能とすること

支障内容

地方自治法施行令上、会計管理者等が直接
収納した現金の払込みは指定金融機関等に限ら
れ、指定公金事務取扱者として指定したコンビニ
エンスストア等には利用できない。

遠方の金融機関への移動・待ち時間が職員負
担や窓口対応の支障となり、現金輸送・保管リス
クも生じている。

(参考)金融機関の国内有人店舗の廃店数は'19～'23の5年で3000店超
杉山敏啓・中川忍(2024)「銀行業の国内有人店舗の存続・廃店の状況と影響要因：
1992～2023年」社会科学論集 172, pp.65-93

○ 事例：船橋市における公金収納に関する出先機関からのアクセス

施設名称	利用金融機関			最寄りコンビニエンスストア		
	距離	徒歩片道	自動車片道	距離	徒歩片道	自動車片道
看護専門学校	2.5km	32分	7分	350m	5分	2分
動物愛護指導 センター	6.7km	1.5時間	20分	900m	12分	2分
芝山出張所	1.5km	12分	6分	260m	4分	2分
青少年会館	3.2km	40分	14分	900m	12分	4分
総合教育 センター	3.8km	48分	22分	650m	9分	5分

※ 自動車片道の時間には、渋滞等の時間を含まない

船橋市 会計課作成

提案内容

会計管理者等が収納した現金を、コンビニ等（指定公金事務取扱者）へ払い込めるよう法令改正する。

制度改正による効果

出先機関の職員の移動・待ち時間を短縮し、職員負担や来庁者対応への影響を軽減できる。現
金輸送距離や時間外保管も減り、事務効率化・市民サービス向上・安全性確保につながる。

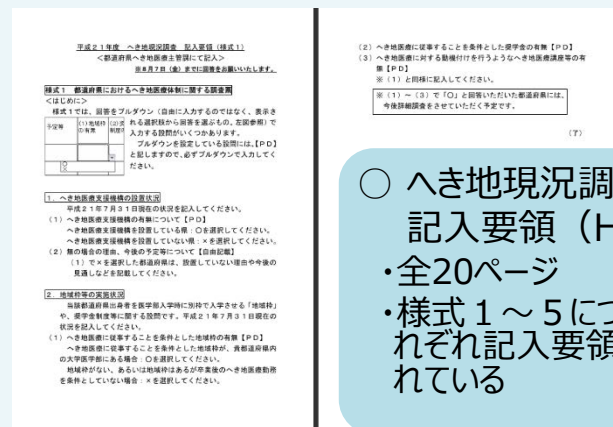
管理番号133（共同提案）

へき地医療現況調査の簡略化及び都道府県経由事務の廃止

支障内容

調査項目ごとに記入ルールが異なるため誤記や未記入が多く、都道府県で回答を取りまとめる際、修正照会が繰り返され、関係者の負担が大きい。

都道府県では、管内市町村や病院からの回答が正しいかどうかを判断できないため、形式的な回答のエラーチェックと取りまとめをするのみで、都道府県を経由する必要がない。



- へき地現況調査
記入要領（H21）
 - ・全20ページ
 - ・様式1～5について、それぞれ記入要領が定められている

提案内容

記入ルールを見直し、エラーの生じにくい分かりやすい調査票にするとともに、システム化により厚生労働省から医療機関へ直接調査を実施し、形式誤り等をシステム上でエラーチェックできるようにする。

制度改正による効果

回答や修正に要する手間を省略でき、事務負担の軽減につながるとともに、信頼性の高い回答を得ることができる。また、国が一括処理を行うことによる事務の効率化が図られる。

管理番号300

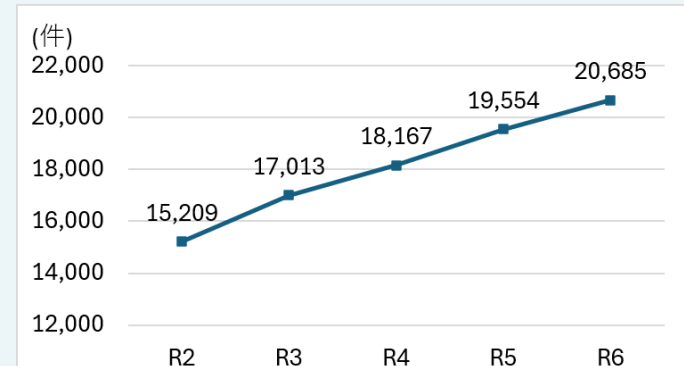
建設リサイクル法の解体工事業登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備

支障内容

解体工事業者の登録審査に必要な過去の建設業許可情報は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」では確認できず、都道府県へ個別照会が必要である。

また、外国籍の技術管理者の過去の在留資格等は本人が開示請求により資格証明書類を取得する必要があるが、手続に負担がかかり、日数を要するため、本人が開示請求の求めに応じないなど、審査事務の遅延等が生じている。

○解体工事業者登録件数の推移



環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」(R4～R8年版)

提案内容

過去の建設業許可情報を確認できるようなシステムや、在留資格・就労資格情報を行政機関間連携で確認できるシステムを整備する。

制度改正による効果

解体工事業者の登録にかかる審査の効率化、時間短縮及び申請者の負担軽減に繋がる。

管理番号213

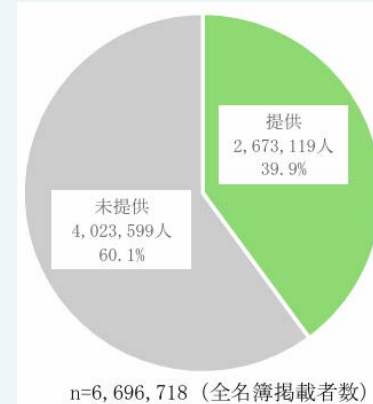
避難行動要支援者名簿に係る同意取得時期の見直し

支障内容

平時に避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に情報提供するには本人同意が必要であり、多くの自治体は、要支援者の登録後に確認を行っているが、郵送確認では返信が少なく、同意率は全国的に40%台にとどまる。

障害者手帳や要介護認定の申請・交付時に窓口で同意確認を行う事例も紹介されているが、障害者手帳等と災害対策基本法の所管が異なることから、福祉部所管の窓口での取組が進んでおらず、同意率の向上につながらない。

○避難支援等関係者への名簿提供状況



消防庁、内閣府「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果（R8.4.1時点）」

提案内容

本人又は代理人が来庁する障害者手帳や要介護の認定申請・交付時に同意確認を実施することを、指針等において内閣府及び厚労省から強く促すことを求める。

制度改正による効果

当事者が後日確認を求められることがなくなり、また、確認漏れ等が少なくなることが期待される。

首長本人の意思によらない退職に関する制度改革

支障内容

現行の地方自治法上、地方公共団体の長の退職には自らの意思表示が必要となっており、不慮の事故や疾病等により首長の意思表示が不可能な状況での退職の方法がない。

今般、次頁のような本人による意思表示ができない事案が発生し、やむを得ず不信任決議による失職となった事態が生じている。

本来、不信任決議は執行機関と議決機関の対立抗争の解消を目的としており、対立抗争はない中での決議は必ずしも適切ではない。

提案内容

回復が見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合には、適切にその退職等が認められるよう、必要な制度の整備を求める。

制度改革による効果

高齢化により同様の事案が増えることも想定される中、退職に係る手続きを円滑にすることにより、行政運営の円滑化にも繋がる。

首長本人の意思によらない退職に関する制度改革

経緯

八郎潟町長が公務中に体調不良を訴え、緊急手術となり、その後意識不明の状態。



家族から退職の申し出があったが、副町長は地方自治法上無効との見解を説明し、「議会の不信任決議が最も迅速な手段だ」と述べた。これを受けて、令和8年4月28日、町議会是不信任案の提出を全会一致で決めた。



同年5月8日、不信任決議が可決され、失職することとなった。同年6月5日、副町長から県に対し、意思表示が困難な首長の退職を可能とする特例新設等を求める要望書を提出。

総務大臣

「どのような状態であれば本人意思表示がない中で失職とすることが許容されうるか、その該当性をどのように判断するかなど、様々な論点がある。」

「今までこういった事例がなかったのが不思議だった」「何らかの対応が必要と受け止めている」

(以下、参考資料)

令和 8 年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

- 各府省からの第 1 次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- 特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

1 国と地方のパートナーシップの強化

(3) 提案募集方式の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう、個々の提案への対応にとどまらず、同様の課題を持つ類似業務の見直しにもつなげる等、制度を拡充すること。
- ・ 「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
- ・ 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改革の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

2 社会経済情勢に応じた国と地方の役割分担の実現

(4) 全国一律の基準で実施する事務のあり方を見直し

- ・ 自治体間での画一性・共通性が高く、専門性も求められる事務については、国と地方公共団体による共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、地方共同法人による実施等を検討すること。
- ・ 例えば各種の給付金、補助金の交付事務や国家資格に係る事務など、国が制度設計や運用ルールを一元的に定めているものについては、国における一括処理やオンライン化などを通じて効率化を図るとともに、その事務について「権限」と「責任」を持つ主体を可能な限り一致させること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (2/5)

(5) 経由事務の見直し

- ・ 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、人口減少社会に対応した地域づくりやデジタル化による国民の利便性向上、地方公共団体の業務効率化等を図る観点から、地方の意見を十分に反映した上で、地方公共団体への情報共有にも配慮しつつ、横断的かつ抜本的な見直しを行うこと。
- ・ オンライン申請が可能な行政手続の中でも、事務の一部で紙による経由が存置されている例（国家資格に係るデジタル資格者証の運用等）もあるため、オンラインで手続が完結できる制度・システムへの移行を検討すること。

(6) 事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するに当たっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。
- ・ 事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ 適正な法執行の観点から、条例の制定改廃が必要となる場合等においては、地方公共団体に対し、事前に情報提供を行うほか、十分な準備期間を確保し、政省令の整備を行うこと。

3 自立した地方への更なる前進

(1) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (3/5)

- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(以下「ナビゲーション・ガイド」という。)のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

(2) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の実情に合った施策の実施が可能となるようにすること。
- ・ なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

(3) 計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (4/5)

- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ・ ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- ・ また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

(4) 補助金等における国と地方の関係の見直し

- ・ 義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めたりしてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。
- ・ 国の出先機関が直接実施している事業や、国が都道府県を介さず市町村や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち、都道府県が地域の実情に応じて実施・調整する必要があるものは、都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条に基づき都道府県の知事の同意の下で事務が行われる補助金については、不同意により市町村が補助を受けられなくなる懸念から、実質的に不同意が困難である。当該補助金のうち、国が直接実施することが効果的・効率的なものについては、国の直接執行を検討するなど、制度の見直しについての議論を深めていくこと。
- ・ 国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと。 また、不正を働いた事業者に対し、地方公共団体が訴訟を提起して支出した補助金を回収する場合もあるが、現行制度では回収した補助金は国庫に返納しつつ、訴訟に要する弁護士費用等は地方公共団体が負担することとなる。こうした取扱いは、地方公共団体による不正事案への厳正な対応を躊躇させるおそれがあるとともに、地方公共団体のみが被害回復のための費用を負担することとなり不適切である。したがって、訴訟や債権回収に要する費用については、地方公共団体が過度な負担を負うことのないよう、国による財政支援を行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (5/5)

5 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深めるべき事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記すること。
- ・ また、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、国の政策決定への更なる地方参画、自治立法権・自治財政権の拡充・強化、などの議論を積極的に行うこと。